

掛川市子育て世代向け住宅認定制度実施要綱の一部改正

掛川市子育て世代向け住宅認定制度実施要綱（平成28年6月1日施行）の一部を次のように改正する。

第2条の(1)中「10戸以上」を「2戸以上」に改める。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

[改正後]

## 掛川市子育て世代向け住宅認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育て世代が望む居住環境に整備した住宅を子育て世代向け住宅として認定することにより、子どもを安全に育てられる住宅の整備を図るとともに、子育てしやすい環境を創出し、もって子育て世代の市内への移住及び定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 集合住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の適用を受ける長屋又は共同住宅のうち、2戸以上の独立した住戸を有しているものをいう。
- (2) 子育て世代向け住宅 市長が別に定める子育てに配慮した要件及び基準（以下「認定基準」という。）に適合する住宅をいう。
- (3) 子育て支援サービス 子どもを生み、又は育てる者を支援することを目的として市が行うサービスをいう。
- (4) 申請者 子育て世代向け住宅の認定を受けようとする者（当該住宅の所有者又は居住者に限る。）をいう。
- (5) 既存 この要綱の施行日前に建築工事が完了している状態をいう。

(認定対象)

第3条 この要綱に基づく認定の対象となる住宅は、法その他の法令の規定に適合する住宅のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 一戸建ての住宅の場合
  - ア 新築のもの（この要綱の施行日前に建築工事が完了していない住宅をいう。以下同じ。）
  - イ 既存のもの（次のいずれかに該当するものに限る。）
    - (ア) 昭和56年6月1日以降に建築されたもの
    - (イ) 昭和56年5月31日以前に建築されたもののうち、建築物の耐震診断の指針（平成18年国土交通省告示第184号別添第1）に定める方法により安全が確認されたもの

(2) 集合住宅の場合

- ア 新築のもの
- イ 既存のもの（前号イの(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものに限る。）

(申請等)

第4条 申請者は、子育て世代向け住宅認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 設計図（配置図、外構図、各階平面図、立面図、断面図、室内仕上げ表等）
- (3) 住宅又は住戸の詳細図
- (4) 建築の時期がわかる書類（検査済証等）
- (5) 居住者による申請にあつては、所有者の承諾書
- (6) 既存の住宅にあつては、安全が確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類  
（検査）

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに当該住宅が認定基準に適合しているかどうかを検査するものとする。

（認定）

第6条 市長は、前条の規定による検査の結果、認定基準に適合すると認めるときは、当該住宅を子育て世代向け住宅として認定するものとする。

2 市長は、第4条の規定による申請（集合住宅に限る。）があつた場合において、前項の規定による認定をしたときは、その概要を公表することができる。

（認定証の交付）

第7条 市長は、前条第1項の規定による認定をしたときは、申請者に対し子育て世代向け住宅認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

2 認定証の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

（認定証交付整理簿）

第8条 市長は、認定証の交付に係る事務の適正な処理を図るため、子育て世代向け住宅認定証交付整理簿を備え、申請者の名称、住所、有効期間その他必要な事項を記録しなければならない。

（有効期間等）

第9条 第6条第1項の規定による認定の有効期間は、認定の日から5年間とする。

2 市長は、認定証の交付を受けた者からの申請があつたときその他必要があると認めるときは、前項の有効期間を更新することができる。

（認定の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、子育て世代向け住宅の認定を取

り消すことができる。この場合において、市長は、第7条第1項の規定による認定を受けた申請者に対し、認定を取り消した旨及びその理由を文書により通知するものとする。

- (1) 住宅を除却したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- (3) その他子育て世代向け住宅の認定が適当でない認めるとき。

(子育て支援サービス)

第11条 市長は、集合住宅に係る第6条第1項の規定による認定を受けた申請者に対し、次の各号に掲げる子育て支援サービスを提供することができる。

- (1) 子育てコンシェルジュ（こども政策課に所属するお母さんを応援する非常勤職員をいう。）の派遣
- (2) 移動図書館の巡回
- (3) 集合住宅の居住者を対象とした図書の団体貸出の実施
- (4) 集合住宅の居住者を対象とした読み聞かせグループによる読み聞かせの実施
- (5) 集合住宅の居住者のうち3歳未満の未就園児のいる家庭を対象とした子育て支援センター及び児童館のセンター便りの送付
- (6) 集合住宅専用ごみ集積所（申請者が設置した市が別に定める基準を満たすものに限る。）における可燃ごみの収集（地区のごみ収集日に実施するものに限る。）

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

子育て世代向け住宅認定申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所又は所在地

氏名又は名称

㊞

電話番号

掛川市子育て世代向け住宅認定制度実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 建築物の区分	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅
2 住宅の所在地	掛川市
3 建築時期	年                      月
4 階数及び構造	階建て                      造
5 延べ面積	m <sup>2</sup>
6 添付書類	(1) 付近見取図 (2) 設計図（配置図、外構図、各階平面図、断面図、室内仕上げ表等） (3) 住宅又は住戸の詳細図 (4) 建築の時期がわかる書類（検査済証等） (5) その他

-----  
【以下、掛川市記入欄】

申請内容について、                      年                      月                      日現地調査、確認を行いました。

審査の結果認定基準に    適合    ・    不適合    であると判断しました。

年                      月                      日    審査(検査)担当者    :